

平成 21 年 6 月 3 日

各 位

株式会社ジョイント・アセットマネジメント

代表取締役 内田 直克

お詫びとお知らせ

謹啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、突然のことですが、弊社親会社である株式会社ジョイント・コーポレーション及びグループ会社である株式会社ジョイント・レジデンシャル不動産の 2 社は、平成 21 年 5 月 29 日午後 4 時、東京地方裁判所に対し、会社更生手続開始の申立てを行い、これに伴い、同裁判所より会社更生法第 30 条の保全管理命令及び同法第 25 条の包括的禁止命令が発令されましたのでお知らせいたします。

ジョイントグループは、平成 16 年以降、売上高、営業利益共に順調に推移し、平成 20 年 3 月期には営業利益、経常利益共に過去最高益を更新いたしました。しかしながら、昨年来からの世界的な金融危機の影響から、不動産業界においても金融機関等による不動産関連融資の急速な減少が鮮明になるなど、不動産取引が急速に縮小することとなって参りました。このような厳しい事業環境の中、ジョイントグループにおいても鋭意経営の合理化を進めて参りましたが、ジョイントグループ全体の売上高及び各利益共に大幅に減少することとなり、結果として、財務状況及び資金繰りが急速に悪化することとなりました。ジョイント・コーポレーション及びジョイント・レジデンシャル不動産は、このような事態を抜本的に改革し、ジョイントグループの事業の維持更生を図るため、申立てに至った次第であります。

弊社は投資運用業者（関東財務局（金商）789 号）として、アセットマネジメント業務が主要事業であり、その受託資産残高の過半はジョイントグループ以外との契約で構成されております。従いまして、今般の影響は限定的であり、弊社は平常通り、業務を継続いたしております。

今後、本件会社更生手続開始申立てに伴い、保全管理人、更生管財人による意思決定により弊社に大きく影響する事象が発生する場合は、速やかにお知らせいたします。

関係者各位におかれましては、長年に亘る多大なご支援を賜りながら、このような事態に至ったことを衷心よりお詫び申し上げます。

本来なら拝眉のうえ、お詫びとご案内を申し上げるべきところではございますが、誠に失礼ながら取り急ぎ書面にてお知らせ申し上げます。

謹白